

情報公開制度によるパーソナルデータの利用手続きについて

松村 雅生

本研究会ではこれまで、行政機関の保有するパーソナルデータの利用について、行政機関個人情報保護法の定義規定、第三者提供制限規定等の改正を念頭に検討してきておりますが、次の理由により、情報公開法の改正によるパーソナルデータの利用拡大についても比較的検討する必要があるのではないかと考えます。

1. 個人情報の「保護」を主たる目的とする規制法である個人情報保護法は、情報の利用提供の促進手段とすることになじみにくいこと

- 基本法に関する検討では、企業等の創意工夫により目的を問わず利用することにより、経済活動の発展を目指すとともに、公益にも資することとしていると理解している。

本研究会の検討においても、同様の立場で制度作りを目指すことが適当と考えられ、そのために経済団体等のヒヤリングを実施したものと理解している。そうであれば情報の規制法ではなく、情報の利用法たる情報公開法が適格的である。

- 検討の当初から意見が出ているように、行政機関個人情報保護法の第三者提供制限規定の改正を行っても、行政機関に提供を義務付けるものではなく、どの程度提供利用につながるか定かではない。

統計調査にかかる匿名データについては、統計法で「できる規定」になっているが、調査結果を広く行政、企業等で活用してもらうことを本来の任務とする統計調査活動と、各省固有の業務のための個人情報とでは、利用提供に関するインセンティブが、相当程度異なると考えられる。

- 一方、民間部門においては、現状でもビッグデータ・パーソナルデータの利用提供の動きがみられるところであり、規制を撤廃緩和すれば、自発的な提供利用が期待できる。また一般的な情報公開制度は存在しない。

必ずしも民間部門に関する基本法改正の議論と歩調を合わせることはならないのではないかと。

- ビッグデータ・パーソナルデータの利用促進方策は、国際的に見てどうなっているのだろうか。

2. 情報公開法におけるパーソナルデータの利用促進措置の検討

- パーソナルデータの利用促進措置としては、情報提供施策（法 24 条）、個人情報情報の「分割」開示（法 6 条 2 項）にかかる規定の改正が考えられる。
- 情報提供施策については、「特定性低減データの作成、提供努力義務を規定する」ことなどが考えられるが、①義務規定ではない、②あわせて行政機関個人情報保護法の提供制限規定の改正が必要ではないか、といった問題がある。
- 個人情報情報の「分割」開示措置については、まずなぜ現行規定ではパーソナルデータの分割開示が実現していないのか検討が必要である。

その検討結果も踏まえて、個人情報について加工しての開示義務、開示情報の利用の条件付け権限、適正な手数料徴収に関する規定を整備することが考えられる。また、一定種類の個人情報については、行政機関の長の裁量制等開示義務を緩和する必要性も考えられる。